

◎新潟県告示第1521号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
狐沢地区	新発田市戸板沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北ノ沢地区	南魚沼市九日町	次の図のとおり	土石流
八岡地区	南魚沼市九日町・城山新田	次の図のとおり	地すべり
海士ヶ島新田地区	南魚沼市海士ヶ島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海士ヶ島新田(2)地区	南魚沼市海士ヶ島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畑沢地区	南魚沼市永松	次の図のとおり	土石流
内山沢地区	南魚沼市永松	次の図のとおり	土石流
サッソウ地区	南魚沼市永松	次の図のとおり	土石流
岩崎地区	南魚沼市岩崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙之入沢地区	南魚沼市岩崎	次の図のとおり	土石流
朴ノ木沢地区	南魚沼市岩崎	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）